

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	消費・安全政策課
部署の業務内容	食品安全の企画・立案に関すること。食品安全の危機管理に関すること、食品一般のトレーサビリティに関すること、一般消費者の利益保護に関すること、物価に関すること、政策評価に関すること。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという考えの下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感をもてるような政策を実施している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	食品の摂取による消費者被害について、地方段階で地方農政事務所と保健所で情報共有するとともに、本省段階でも「消費者安全情報総括官会議」にて、関係府省、関係部局間で情報の共有を図っている。 また、食品の安全に係る苦情や相談が寄せられることがあるが、内容に応じ保健所や、国民生活センターを紹介している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	食品の安全性を向上するためのリスク管理の課程において、消費者、事業者等関係者の意見が反映できるよう、リスク管理検討会(7名程度)を開催し、危害要因の優先度の決定、サーベイランス・モニタリング計画の策定、リスク管理措置の策定等について、意見・情報交換等を行っている。 また、トレーサビリティに対する取組を多くの事業者に広げていくため、食品事業者や消費者を対象として、意見交換を実施した。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	直接所管する業界団体はないが、生産者、事業者等に対しては、直接所管する部局が中心となって指導等を行っている。 なお、当課の業務は、国民の健康保護を第一として行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	食品安全に関するリスク管理、危機管理等を所掌している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	消費者の視点を大切にし、国民の健康を守ることが何よりも重要であるとの考えの下、科学的な根拠に基づき、食品の安全の確保のための施策を実施している。 また、問題発生を未然に防止するため、生産段階から消費段階にわたって安全性を向上させる取組を進めている。 こうした考え方に基づき具体的な業務を進めるに当たっては、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を策定し、これに沿ってリスク管理を推進している。 他の部署との連携に関しては、食品安全委員会、厚生労働省と週1回の課長レベルの会合を開催し、情報の共有化、意見交換等を行っている。また、省内の関係課についても、必要に応じて情報の共有、意見の交換のための会合を開催し、連携に努めている。 しかしながらリスク管理を適切に行うために必要な生産、加工、流通等の実態の把握に当たって、これまで関係部局との連携が不十分と思われる面があった。このため、関係部局に対し、検討の対象となる品目の生産等の実態に関する情報の提供を依頼するなど連携の強化を図る必要がある。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	消費者行政業務については、一部物価に関する事務があるが、食の安全に影響を及ぼす業務ではない。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			